竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会 めざせ! Happy100 年人生 第 13 回 「高齢期の保険について」 要旨

- 1 日 時:令和元年6月15日(土)13:30~15:00
- 2 場 所:たけのパーク フリースペース
- 3 参加者:14名
- 4 講師:ソニー生命ライフプランナー 石間伏 勝博氏
- 5 主な内容
- (1) 高齢期における資金と関心
 - ・高齢期における資金として、①医療や介護に必要な資金、②長生きした場合の生活資金、 ③家族間の資金の引き継ぎについてそれぞれ考える。
 - ・例えば、50歳代では「自分の健康」、60歳代では「老後に備えた資産運用」、70歳代では「資金の引き継ぎ」など、各年代ごとに資金に対する関心が異なる。

(2) 医療・介護について

- ・健康保険には、自己負担の限度額があるので、まずこれを把握する。先進医療など、健康保険の対象とならない治療を受けると自己負担が増えるので、医療保険に入っておくと安心できる場合がある。
- ・病気によって、入院費用の単価や入院日数が異なるが、入院特約のある医療保険もある。
- ・最近は、公的な介護保険以外にも、介護に関する保険が出てきている。

(3) 資金運用について

- ・一般論として、夫婦二人が暮らすのに最低月 26 万円、月 36 万円あれば、ゆとりがある 生活をおくることができると言われている。
- ・生活スタイルによってそれぞれ異なるので、一概にあと 1,000 万円必要とか、2,000 万円必要とかは言えないが、仮に 65 歳から 85 歳の 20 年間で月 5 万円不足するとすると、5 万円×12 ヶ月×20 年=1,200 万円が必要となる。
- ・自分が年金をいくらくらいもらえるかを把握し、現在、使う見込みのないお金があれば 投資などにより資金を運用することも一案である。

(4) 資金の引き継ぎについて

- ・死亡時の財産が「3,000万円+600万円×法定相続人数分」以上あると相続税がかかってくるが、「生命保険500万円×法定相続人数分」の金額は非課税となる。
- ・このため、財産を生命保険にしておくと相続税対策になる。
- ・運用しながらの生命保険もあり、引き継ぐ財産を少しでも増やすことも考えられる。
- ・また、生前に年110万円以上子供に渡すと贈与税の対象になるが、子供を受取人とした110万円の生命保険に加入すれば、贈与税の対象とはならない。
- ・それほど財産がない場合でも、死亡すると銀行口座が凍結されるので、葬式代プラスお 墓代を考え、300万円くらいの終身の生命保険に入っておくのがよい。
- (5) このほか、仲島司法書から、相続について補足説明があった。
 - ・法定相続の割合:①「配偶者(1/2)と子供(1/2)」、②子供(孫)がいない場合は「配

偶者(2/3)と直系尊属(本人の父母など:1/3)」、③子供(孫)も直系尊属もいない場合は、「配偶者(3/4)と本人の兄弟姉妹(1/4)」となる。

・遺言書があれば、法定割合を変更することができる。ただし、法定相続人には「遺留分」 として、法定割合の 1/2 を受け取る権利があるため、不当な遺言書であれば争うことが できる。